

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 経営基盤強化計画（第三条 第九条）</p> <p>第三章 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置</p> <p>第一節 根抵当権の譲渡に係る特例（第十条・第十一条）</p> <p>第二節 信用金庫等の持分に係る特例（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 その他の組織再編成の促進のための特別措置</p> <p>第一節 預金保険等の保険金の額の特例（第十四条・第十五条）</p> <p>第二節 合併等における総会手続等の特例（第十六条 第三十条）</p> <p>第三節 合併等における債権者の異議の手続の特例（第三十一条 第三十九条）</p> <p>第五章 雑則（第四十条 第四十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 経営基盤強化計画（第三条 第十一条）</p> <p>第三章 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置</p> <p>第一節 根抵当権の譲渡に係る特例（第十二条・第十三条）</p> <p>第二節 優先出資の発行の特例（第十四条）</p> <p>第三節 信用金庫等の持分に係る特例（第十五条・第十六条）</p> <p>第四章 組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置</p> <p>第一節 協同組織中央金融機関の業務の特例等（第十七条）</p> <p>第二節 預金保険機構の業務の特例等（第十八条 第三十五条）</p> <p>第五章 その他の組織再編成の促進のための特別措置</p> <p>第一節 預金保険等の保険金の額の特例（第三十六条・第三十七条）</p> <p>第二節 合併等における総会手続等の特例（第三十八条 第五十条）</p> <p>第三節 合併等における債権者の異議の手続の特例（第五十四条 第六十二条）</p> <p>第六章 雑則（第六十三条 第七十条）</p>

第六章 罰則（第四十七条・第四十八条）

附則

（定義）

第二条（略）

2（略）

（削る）

第七章 罰則（第七十一条 第七十三条）

附則

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「組織再編成金融機関等」とは、組織再編成に係る金融機関等で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金融機関等をいう。

一 株式交換 株式交換により商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社となる金融機関等

二 株式移転 株式移転により設立される金融機関等

三 合併 合併後存続する金融機関等又は合併により設立される金融機関等

四 会社の分割 分割により営業の一部を承継させる金融機関等

五 会社の分割による営業の承継 分割により設立され、又は営業の全部若しくは一部を承継する金融機関等

六 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 営業若しくは事業の一部を譲り渡す金融機関等又は営業若しくは事業の全部若しくは一部を譲り受ける金融機関等

七 他の金融機関等からの移転又は発行による株式の取得 株式の取得を行う金融機関等

4 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時

（削る）

(削る)

において議決権を行使することができる事項のない株式であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいふ。以下同じ。) 、劣後特約付社債 (元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。) 又は優先出資 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律 (平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。) に規定する優先出資をいう。以下同じ。) をいふ。

3 | (削る) 略

6 | (削る) 略

(削る)

7 | この法律において「協同組織中央金融機関」とは、次に掲げるものをいふ。

- 一 全国を地区とする信用金庫連合会
- 二 全国を地区とする信用協同組合連合会
- 三 全国を地区とする労働金庫連合会

(削る)

8 | この法律において「協同組織金融機関」とは、第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関等 (協同組織中央金融機関を除く。) をいふ。

(経営基盤強化計画の認定)

(経営基盤強化計画の認定)

第五条 主務大臣は、第三条の認定の申請があつた場合において、その経営基盤強化計画が次の各号（組織再編成の当事者である金融機関等が連名で経営基盤強化計画を提出している場合にあつては、第六号を除く。）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一（三）（略）

四 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が銀行法第十四条の二又は第五十二条の二十五その他これらに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものであること。

五・六（略）

（削る）

第五条 主務大臣は、第三条の認定の申請があつた場合において、その経営基盤強化計画が次の各号（組織再編成の当事者である金融機関等が連名で経営基盤強化計画を提出している場合にあつては、第六号を除く。）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一（三）（略）

四 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものであること。

五・六（略）

（優先株式等の引受け等を求める経営基盤強化計画の認定）

第六条 金融機関等は、第三条の認定を受ける場合に、その経営基盤強化計画において、組織再編成金融機関等の自己資本の充実のため預金保険機構（以下「機構」という。）による優先株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け（以下「優先株式等の引受け等」という。）を求めるとき（以下この条において「金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合」という。）は、機構を通じて、その認定を求めなければならない。

2) 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合においては、経営基盤強化計画には、第四条各号に掲げる事項のほか、優先株式等の引受け等を求める額及びその内容その他主務省令で定める事項を

記載しなければならない。

3| 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合において、第三条の認定をしようとするときは、主務大臣は、機構の意見を聴かなければならない。

4| 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合においては、主務大臣は、前条の規定にかかわらず、その経営基盤強化計画が同条各号に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、優先株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものであると認めるときには、財務大臣の同意を得て、その認定をするものとする。

5| 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合において、第三条の認定をしたときは、主務大臣は、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更)

第六条 第三条の認定を受けた経営基盤強化計画を提出した金融機関等(当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。)は、当該認定を受けた経営基盤強化計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を主務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。当該変更後の経営基盤強

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更)

第七条 第三条の認定を受けた経営基盤強化計画を提出した金融機関等(当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。)は、当該認定を受けた経営基盤強化計画を変更しようとするとき(第四項において「金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合」という。)は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤

化計画を変更しようとするときも、同様とする。

(削る)

2| 主務大臣は、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、前項の認定を行うことができる。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(認定経営基盤強化計画の公表)

強化計画を主務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。当該変更後の経営基盤強化計画を変更しようとするときも、同様とする。

2| 前項に規定する場合において、経営基盤強化計画の変更が機構による優先株式等の引受け等を求める額の変更に係るものであるときは、当該優先株式等の引受け等が行われるときまでに、その認定を受けなければならない。

3| 主務大臣は、第一号及び第二号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、第一項の認定を行うことができる。ただし、経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場合には、第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときに限り、財務大臣の同意を得て、同項の認定を行うことができる。

一・二 (略)

三 優先株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものであること。

4| 前項ただし書に規定する場合において、金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合における第一項の認定については、前条第一項、第三項及び第五項の規定を準用する。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第七条 (略)

(認定経営基盤強化計画の履行を確保するための監督上の措置)

第八条 (略)

第九条 (略)

(削る)

第八条 (略)

(認定経営基盤強化計画の履行を確保するための監督上の措置)

第九条 (略)

第十条 (略)

(認定経営基盤強化計画の実施期間が終了した後の措置)

第十一条 認定経営基盤強化計画(機構による優先株式等の引受け等が行われる場合に限る。)の実施期間が終了した場合には、協定銀行(第十八条第一項に規定する協定銀行をいう。第五項において同じ。)が協定(同条第一項に規定する協定をいう。第五項において同じ。)の定めにより取得した優先株式等(当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を、当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資を含む。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。)

(又は貸付債権の全部につき処分をし、又は利益をもってするその

- 消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、主務大臣は、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立された金融機関等がある場合にあつては、新たに設立された金融機関等を含む。）に対し、主務省令で定めるところにより、経営計画を作成し、提出することを求めることができる。
- 2| 経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 経営計画の期間（五年を超えないものに限る。）
 - 二 経営計画の期間中の収益見通し
 - 三 前号の見通しを達成するための経営計画の期間中の業務の運営方針
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 3| 第一項の規定は、経営計画の期間が終了した場合に準用する。
- 4| 第八条の規定は主務大臣が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画の提出を受けた場合について、第九条の規定は経営計画の履行状況について、それぞれ準用する。
- 5| 主務大臣は、協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等又は貸付債権の全部につき処分をし、又は利益をもつてするその消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該優先株式等又は貸付債権に係る経営計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営計画の履行を確保するため、当該経営計画を提出した金融機関等に対し、当該経営計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営計画の変更その他の監督上必要な措置

を命ずることができる。

(根抵当権の譲渡に係る特例)

第十二条 (略)

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第十三条 (略)

第二節 優先出資の発行の特例

第十四条 金融機関等(第二条第一項第三号から第十二号までに掲げる金融機関等)に限る。以下この条において同じ。)がその認定経営

基盤強化計画に従い実施期間内に優先出資を発行する場合における優先出資法第三条第二項の規定の適用については、同項中「総口数の二分の一」とあるのは、「総口数」とする。

2) 認定経営基盤強化計画の実施期間が終了した場合において、金融機関等が前項の規定に基づき普通出資(優先出資法第五条第五項に規定する普通出資をいう。)の総口数の二分の一を超える優先出資を発行しているときは、当該超えている優先出資の口数をないものとみなして優先出資法第三条第二項の規定を適用する。

第三節 信用金庫等の持分に係る特例

(根抵当権の譲渡に係る特例)

第十条 (略)

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第十一条 (略)

(削る)

(削る)

第二節 信用金庫等の持分に係る特例

(信用金庫等の持分の消却)

第十二条 信用金庫又は信用金庫連合会(以下「信用金庫等」という。)がその認定経営基盤強化計画に従い他の信用金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する信用金庫等は、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員及び合併により消滅した信用金庫等の会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

2 (略)

3 信用金庫等が第十六条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第一項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行う総会に先立って」とあるのは「第十六条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。

4・5 (略)

6 信用金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い営業又は事業の全部の譲受けを行う場合において、当該信用金庫等は、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

(信用金庫等の持分の消却)

第十五条 信用金庫又は信用金庫連合会(以下「信用金庫等」という。)がその認定経営基盤強化計画に従い他の信用金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する信用金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員及び合併により消滅した信用金庫等の会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

2 (略)

3 信用金庫等が第三十八条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第一項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行う総会に先立って」とあるのは「第三十八条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。

4・5 (略)

6 信用金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い営業又は事業の全部の譲受けを行う場合において、当該信用金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

7 (略)

8 信用金庫等が第二十四条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第二項の規定による総会の議決を経ないで営業又は事業の全部の譲受けを行う場合における前項の規定の適用については、同項中「営業又は事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って」とあるのは、「第二十四条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。

9・10 (略)

11 優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資をいう。次条において同じ。)を発行している信用金庫等は、優先出資法第三十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行うことができる。

(労働金庫等の持分の消却)

第十三条 労働金庫又は労働金庫連合会(以下「労働金庫等」という。)がその認定経営基盤強化計画に従い他の労働金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する労働金庫等は、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員及び合併により消滅した労働金庫等の会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

7 (略)

8 信用金庫等が第四十七条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第二項の規定による総会の議決を経ないで営業又は事業の全部の譲受けを行う場合における前項の規定の適用については、同項中「営業又は事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って」とあるのは、「第四十七条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。

9・10 (略)

11 優先出資を発行している信用金庫等は、優先出資法第三十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行うことができる。

(労働金庫等の持分の消却)

第十六条 労働金庫又は労働金庫連合会(以下「労働金庫等」という。)がその認定経営基盤強化計画に従い他の労働金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する労働金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員及び合併により消滅した労働金庫等の会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

- | | |
|---|---|
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> |
| <p>3 労働金庫等が第十八条第一項の規定により労働金庫法第六十二条第一項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行う総会に先立って」とあるのは「第十八条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。</p> | <p>3 労働金庫等が第四十条第一項の規定により労働金庫法第六十二条第一項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行う総会に先立って」とあるのは「第四十条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。</p> |
| <p>4・5 (略)</p> | <p>4・5 (略)</p> |
| <p>6 労働金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲受けを行う場合において、当該労働金庫等は、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。</p> | <p>6 労働金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲受けを行う場合において、当該労働金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。</p> |
| <p>7 (略)</p> | <p>7 (略)</p> |
| <p>8 労働金庫等が第二十六条第一項の規定により労働金庫法第六十二条第二項の規定による総会の議決を経ないで事業の全部の譲受けを行う場合における前項の規定の適用については、同項中「事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って」とあるのは「第二十六条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。</p> | <p>8 労働金庫等が第四十九条第一項の規定により労働金庫法第六十二条第二項の規定による総会の議決を経ないで事業の全部の譲受けを行う場合における前項の規定の適用については、同項中「事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って」とあるのは「第四十九条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。</p> |
| <p>9・10 (略)</p> | <p>9・10 (略)</p> |
| <p>11 優先出資を発行している労働金庫等は、<u>協同組織金融機関の優</u></p> | <p>11 優先出資を発行している労働金庫等は、<u>優先出資法第三十九条</u></p> |

先出資に関する法律第三十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行うことができる。

(削る)

(削る)

(削る)

第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行うことができる。

第四章 組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

第一節 協同組織中央金融機関の業務の特例等

第十七条 協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、協同組織金融機関（当該協同組織中央金融機関の会員であるものに限る。次項及び第二十一条において同じ。）に対し、当該協同組織金融機関が経営基盤強化を実施するために必要な指導を行うことができる。

2| 協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関が前項の指導に基づき実施する経営基盤強化のために優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うときは、当該協同組織金融機関に対し、経営基盤強化計画の提出を求めなければならない。

3| 前項の経営基盤強化計画は、第四条各号に掲げる事項のほか、優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの額及び内容を含むものでなければならない。

(削る)

第二節 預金保険機構の業務の特例等

(削る)

(預金保険機構の業務の特例)

第十八条 機構は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行(以下「協定銀行」という。)と、経営基盤強化に係る金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができる。

一 協定銀行に対し、第二十七条第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。

二 協定銀行に対し、第二十八条の規定による損失の補てんを行うこと。

三 第二十九条第二項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2| 前項に規定する「経営基盤強化に係る金融機関等の自己資本充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等が発行する優先株式等の引受けを行うこと。

二 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

三 第二十一条第四項の規定による決定に基づき、協同組織中央金融機関が前条第二項の経営基盤強化計画に従い取得した優先出資(当該優先出資について分割された優先出資を含む。)又は貸付

債権（以下この号において「取得優先出資等」という。）のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項に規定する優先出資若しくは同条第七項に規定する特定社債（取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。）として定める資産流動化計画（同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。）に従い発行されるものに限る。）であつて政令で定めるもの（以下「信託受益権等」という。）の買取りを行うこと。

四 第一号の規定による引受けにより取得した優先株式等の譲渡その他の処分を行うこと。

五 第二号の規定による貸付けにより取得した貸付債権の譲渡その他の処分を行うこと。

六 第三号の規定による買取りにより取得した信託受益権等の譲渡その他の処分を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（協定）

第十九条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、認定経営基盤強化計画に従い優先株式等の引受け等を行うこと。

二 協定銀行は、第二十一条第四項の規定による決定に基づく信託受益権等の買取りを行うこと。

（削る）

- 三 協定銀行は、第二十七条第一項の規定による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機構に対し、当該締結をしようとする契約の内容についての承認を申請し、その承認を受けること。
- 四 協定銀行は、第一号の規定による優先株式等の引受け等を行うときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
- 五 協定銀行は、第二号の規定による信託受益権等の買取りを行うときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
- 六 協定銀行は、取得した優先株式等、貸付債権又は信託受益権等について、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めること。
- 七 協定銀行は、取得した優先株式等、貸付債権又は信託受益権等について譲渡その他の処分を行うときは、機構に対し、当該処分を行うことについての承認を申請し、その承認を受けること。
- 八 協定銀行は、前号の規定による承認を受けて同号の処分を行うときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
- 九 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。
機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
- 2 |

(協定銀行への機構からの通知等)

(削る)

第二十条 機構は、第六条第五項（第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

2| 機構は、協定銀行から前条第一項第四号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(信託受益権等の買取りの決定)

(削る)

第二十一条 機構は、協同組織中央金融機関から平成二十年三月三十一日までに信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求めなければならない。

2| 協同組織中央金融機関が前項の申込みを行う場合には、当該協同組織中央金融機関は、当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関（当該信託受益権等に係る優先出資の発行者又は貸付債権の債務者である協同組織金融機関をいう。以下この条、次条及び第二十五条において同じ。）の経営基盤強化の実施についての指導に関する計画（以下「経営基盤強化指導計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、機構を通じて、提出しなければならない。

3| 経営基盤強化指導計画は、次の事項を含むものでなければならない。
い。

一 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関が経営基盤強化を实

施するために協同組織中央金融機関が行う指導の実施期間及び指導の内容

二 協同組織中央金融機関が第十七条第二項の規定により当該信託受益権等に係る協同組織金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画の内容

三 その他主務省令で定める事項

4 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、財務大臣の同意を得て、第一項の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

一 協同組織中央金融機関が第十七条第二項の規定により当該信託受益権等に係る協同組織金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画が第五条第一号、第三号、第四号及び第五号の要件のいずれにも適合するものであること。

二 経営基盤強化指導計画の履行を通じて、当該信託受益権等に係る協同組織金融機関によりその経営基盤強化計画が円滑かつ確実に実施されること。

三 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関の優先出資又は貸付債権の取得が当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合して行われたものであること。

四 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成が他の協同組織金融機関への事業の一部の譲渡又は他の協同組織金融機

関からの事業の一部の譲受けであった場合にあっては、当該他の協同組織金融機関が第五条第四号の区分に該当していたものであること。

5| 第六条第三項及び第五項の規定は、主務大臣が前項の決定を行う場合に準用する。

6| 前条第一項の規定は機構が前項において準用する第六条第五項の規定による通知を受けた場合について、前条第二項の規定は機構が第十九条第一項第五号の規定による報告を受けた場合について、それぞれ準用する。

(経営基盤強化指導計画の公表)

第二十二條 主務大臣が前条第四項の決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、同条第二項の規定により提出を受けた経営基盤強化指導計画を公表するものとする。ただし、協定銀行が取得する信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関又は当該信託受益権等に係る協同組織金融機関（以下この条において「協同組織中央金融機関等」という。）が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織中央金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織中央金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(経営基盤強化指導計画の履行を確保するための監督上の措置)

(削る)

(削る)

第二十二條 協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関は、当該経営基盤強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

2 前条の規定は、主務大臣が前項の報告を受けた場合に準用する。

(削る)

第二十四條 主務大臣は、協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営基盤強化指導計画の履行を確保するため、当該経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関に対し、当該経営基盤強化指導計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営基盤強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(経営基盤強化指導計画の実施期間が終了した後の措置)

(削る)

第二十五條 経営基盤強化指導計画の実施期間が終了した場合において、協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けていない場合には、主務大臣は、当該経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関に対し、主務省令で定めるところにより、当該信託受益権等

に係る協同組織金融機関に対する経営指導計画を作成し、提出することを求めることができる。

2| 経営指導計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一| 経営指導計画の期間（五年を超えないものに限る。）
- 二| 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する指導の内容
- 三| その他主務省令で定める事項

3| 第一項の規定は、経営指導計画の期間が終了した場合に準用する。

4| 第二十二條の規定は主務大臣が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により経営指導計画の提出を受けた場合について、第二十三條の規定は経営指導計画の履行状況について、前條の規定は経営指導計画について、それぞれ準用する。

（優先株式等の処分）

第二十六條 機構は、第十九條第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

2| 機構は、第十九條第一項第八号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第二十七條 機構は、協定銀行から協定の定めによる優先株式等の引

（削る）

（削る）

受け等又は信託受益権等の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2| 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(損失の補てん)

第二十八条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(利益の納付及び収納)

第二十九条 機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。

2| 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(報告の徴求)

第三十条 機構は、第十八条第一項の規定による業務（以下「金融機関等経営基盤強化業務」という。）を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(区分経理)

第三十一条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融機関等経営基盤強化勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第三十二条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関等その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下この条及び次条において「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 | 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 | 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理

(削る)

大臣の認可を受けず、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

(金融機関等経営基盤強化助定の廃止)

第三十四条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機関等経営基盤強化助定を廃止するものとする。

2 機構は、金融機関等経営基盤強化助定の廃止の際、金融機関等経営基盤強化助定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(内閣府令・財務省令への委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、機構の金融機関等経営基盤強化業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める

(削る)

(削る)

(削る)

第四章 その他の組織再編成の促進のための特別措置

(預金保険法の特例)

第十四条 保険事故（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。）が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の金融機関等（第二条第一項第一号から第八号までに掲げる金融機関等をいう。以下この条において同じ。）と合併し、又は他の金融機関等から営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関等に係る保険金の額についての同法第五十四条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は営業若しくは事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に応じて政令で定める金額」とする。

(農水産業協同組合貯金保険法の特例)

第十五条 (略)

(信用金庫等の合併における総会手続の特例)

第十六条 (略)

(信用協同組合等の合併における総会手続の特例)

第十七条 合併により消滅する信用協同組合又は信用協同組合連合会

9

第五章 その他の組織再編成の促進のための特別措置

(預金保険法の特例)

第三十六条 保険事故（預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。）が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の金融機関等（第二条第一項第一号から第八号までに掲げる金融機関等をいう。以下この条において同じ。）と合併し、又は他の金融機関等から営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関等に係る保険金の額についての同法第五十四条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は営業若しくは事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に応じて政令で定める金額」とする。

(農水産業協同組合貯金保険法の特例)

第三十七条 (略)

(信用金庫等の合併における総会手続の特例)

第三十八条 (略)

(信用協同組合等の合併における総会手続の特例)

第三十九条 合併により消滅する信用協同組合又は信用協同組合連合

(以下「信用協同組合等」という。)の総組合員又は総会員(以下この条及び第二十五条第三項において「総組合員等」という。)の数が合併後存続する信用協同組合等(以下「存続信用協同組合等」という。)の総組合員等の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する信用協同組合等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続信用協同組合等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続信用協同組合等の合併については、中小企業等協同組合法第六十三条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2) 5 (略)

(労働金庫等の合併における総会手続の特例)

第十八条 (略)

(合併転換法の合併における総会手続の特例)

第十九条 (略)

2) 3 (略)

4 存続金融機関等が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合における合併転換法の規定の適用については、合併転換法第八条の第二項中「合併総会の会日の二週間前」とあるのは、「第十一条第一項又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第十九条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告、催告又は通知の

会(以下「信用協同組合等」という。)の総組合員又は総会員(以下この条及び第四十八条第三項において「総組合員等」という。)の数が合併後存続する信用協同組合等(以下「存続信用協同組合等」という。)の総組合員等の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する信用協同組合等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続信用協同組合等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続信用協同組合等の合併については、中小企業等協同組合法第六十三条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2) 5 (略)

(労働金庫等の合併における総会手続の特例)

第四十条 (略)

(合併転換法の合併における総会手続の特例)

第四十一条 (略)

2) 3 (略)

4 存続金融機関等が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合における合併転換法の規定の適用については、合併転換法第八条の第二項中「合併総会の会日の二週間前」とあるのは、「第十一条第一項又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第四十一条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告、催告又は通知

日のうち最初の日」と、合併転換法第十一条第一項中「合併決議の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」と、合併転換法第十四条第一項中「合併総会に先立つて」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十九条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に」と、「合併決議の日」とあるのは「当該期間の満了の日」とする。

5 (略)

(削る)

(農林中央金庫の合併における総会手続の特例)

第二十條 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合における再編強化法の規定の適用については、再編強化法第十二条第一項中「合併決議の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」と、再編強化法第十三条第一項中「合併総会に先立つて」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第二十條第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に」と、「合併決議の日」とあるのは「当該期間の満了の日」とする。

の日のうち最初の日」と、合併転換法第十一条第一項中「合併決議の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」と、合併転換法第十四条第一項中「合併総会に先立つて」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十一条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に」と、「合併決議の日」とあるのは「当該期間の満了の日」とする。

5 (略)

第四十二條 削除

(農林中央金庫の合併における総会手続の特例)

第四十三條 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合における再編強化法の規定の適用については、再編強化法第十二条第一項中「合併決議の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」と、再編強化法第十三条第一項中「合併総会に先立つて」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第四十三條第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に」と、「合併決議の日」とあるのは「当該期間の満了の日」とする。

5 (略)

(農業協同組合連合会の合併における総会手続の特例)

第二十一条 (略)

(漁業協同組合連合会の合併における総会手続の特例)

第二十二条 (略)

(水産加工業協同組合連合会の合併における総会手続の特例)

第二十三条 (略)

(信用金庫等の営業又は事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第二十四条 (略)

(信用協同組合等の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第二十五条 (略)

(労働金庫等の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第二十六条 (略)

5 (略)

(農業協同組合連合会の合併における総会手続の特例)

第四十四条 (略)

(漁業協同組合連合会の合併における総会手続の特例)

第四十五条 (略)

(水産加工業協同組合連合会の合併における総会手続の特例)

第四十六条 (略)

(信用金庫等の営業又は事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第四十七条 (略)

(信用協同組合等の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第四十八条 (略)

(労働金庫等の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第四十九条 (略)

(農林中央金庫の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第二十七条 (略)

(農業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第二十八条 (略)

(漁業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第二十九条 (略)

(水産加工業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第三十条 (略)

(信用金庫等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第三十一条 (略)

(信用協同組合等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第三十二条 (略)

(労働金庫等の合併における債権者の異議の手続の特例)

(農林中央金庫の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第五十条 (略)

(農業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第五十一条 (略)

(漁業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第五十二条 (略)

(水産加工業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第五十三条 (略)

(信用金庫等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第五十四条 (略)

(信用協同組合等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第五十五条 (略)

(労働金庫等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第三十三条 (略)

(合併転換法の合併における債権者の異議のの特例)

第三十四条 合併転換法第三条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる異種の金融機関の合併が行われる場合における当該合併を行う協同組織金融機関(合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。)に係る債権者の異議の催告については、合併転換法第十一条第四項の規定を準用する。

(金融機関等の営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けにおける債権者の異議のの特例)

第三十五条 (略)

(農林中央金庫の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議のの特例)

第三十六条 (略)

(農業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議のの特例)

第三十七条 (略)

(漁業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議のの特例)

第五十六条 (略)

(合併転換法の合併における債権者の異議のの特例)

第五十七条 合併転換法第三条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる異種の金融機関の合併が行われる場合における当該合併を行う協同組織金融機関に係る債権者の異議の催告については、合併転換法第十一条第四項の規定を準用する。

(金融機関等の営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けにおける債権者の異議のの特例)

第五十八条 (略)

(農林中央金庫の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議のの特例)

第五十九条 (略)

(農業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議のの特例)

第六十条 (略)

(漁業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議のの特例)

第三十八条 (略)

(水産加工業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手続の特例)

第三十九条 (略)

第五章 雑則

(削る)

第六十一条 (略)

(水産加工業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手続の特例)

第六十二条 (略)

第六章 雑則

(預金保険法の適用)

第六十三条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)以下「組織再編成促進特別措置法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関(組織再編成促進特別措置法の規定による業務を行う場合にあつては、組織再編成促進特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。」「とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び組織再編成促進特別措置法第三十条に規定する金融機関等経営基盤強化

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の適用関係)

第四十条 金融機関等が行う合併につき第四章第二節の規定の適用がある場合における金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十七条第七号及び第三百四十四条第七号の規定の適用については、同法第九十七条第七号中「日時」とあるのは「日時(当該協同組織金融機関が総会又は総代会の議決又は承認を経ないで合併をするときは、その旨)」と、同法第三百四十四条第七号中「日時」とあるのは「日時(当該信用金庫が総会又は総代会の承認を経ないで合併をするときは、その旨)」とする。

業務を除く。) 」と、同法第三百三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、金融機関」とあるのは「金融機関(組織再編成促進特別措置法の規定による業務を行う場合にあつては、組織再編成促進特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等。以下この条及び次条において同じ。) 」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第三百三十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び組織再編成促進特別措置法の規定による業務」とする。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の適用関係)

第六十四条 金融機関等が行う合併につき第五章第二節の規定の適用がある場合における金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十七条第七号及び第三百四十四条第七号の規定の適用については、同法第九十七条第七号中「日時」とあるのは「日時(当該協同組織金融機関が総会又は総代会の議決又は承認を経ないで合併をするときは、その旨)」と、同法第三百四十四条第七号中「日時」とあるのは「日時(当該信用金庫が総会又は総代会の承認を経ないで合併をするときは、その旨)」とする。

(農林中央金庫等に係る組織再編成の特例)

第四十一条 (略)

(組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権の譲渡に係る特例)

例)

第四十二条 (略)

2) 5 (略)

6 第十一条の規定は、第三項(前項において準用する場合を含む)。

() の場合における根抵当権移転登記等の申請について準用する。

(政令への委任)

第四十三条 (略)

(主務大臣)

第四十四条 (略)

(主務省令)

第四十五条 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める命令とする。

一) 三 (略)

(権限の委任)

第四十六条 (略)

(農林中央金庫等に係る組織再編成の特例)

第六十五条 (略)

(組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権の譲渡に係る特例)

例)

第六十六条 (略)

2) 5 (略)

6 第十三条の規定は、第三項(前項において準用する場合を含む)。

() の場合における根抵当権移転登記等の申請について準用する。

(政令への委任)

第六十七条 (略)

(主務大臣)

第六十八条 (略)

(主務省令)

第六十九条 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める省令とする。

一) 三 (略)

(権限の委任)

第七十条 (略)

第六章 罰則

第七章 罰則

(削る)

第七十一条 第十九条第二項、第二十条第二項(第二十一条第六項において準用する場合を含む。)、第二十六条第二項又は第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項(第十一条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十三条第一項(第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略)

2 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第十条第一項又は第四十二条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による公告又は催告を不正に行つたと

一 第十二条第一項又は第六十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による公告又は催告を不正に行つたと

き。

二 第十二条第一項から第八項まで又は第十三条第一項から第八項までの規定に違反して、譲り受けた持分を消却したとき。

とき。

二 第十五条第一項から第八項まで又は第十六条第一項から第八項までの規定に違反して、譲り受けた持分を消却したとき。

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （金融機能強化審査会） 第十七条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第 号）で定めるところにより金融庁に置かれる金融機能強化審査会は、同法の定めるところによる。</p>	<p>附則 （新設）</p>